

第2次河北町教育振興計画改定版(案)

令和4年4月

河北町教育委員会

河北町民憲章

私たちは最上川にはぐくまれ

べに花と米で栄えた河北町民です

1 歴史と伝統を尊び

文化のまちをつくります

1 きれいな水と緑豊かな

美しいまちをつくります

1 心とからだをきたえ

明るいまちをつくります

1 きまりをまもり

住みよいまちをつくります

1 働くことに誇りをもち

生きいきとしたまちをつくります

(昭和55年11月3日制定)

時代の変化に対応する人材の育成に向けて

新型コロナウイルスの感染拡大は、これまでの日常生活における当たり前にやってきたことにブレーキをかけ、様々な面で再考を余儀なくしています。教育の面においても、大きく変わろうとしています。現在実施されております「第2次河北町教育振興計画」は、平成28年6月に策定委員会が立ち上げられ、平成29年3月に完成したものであります。10年計画で作成され、5年を経過した平成30年度に後期5年間をより時代の変化に対応し、未来に生きる子ども達により生きて働く資質と能力を身につけさせるために、「第2次河北町教育振興計画（改訂版）」を作成するものです。

次々と新変異株によって感染拡大の波を押し寄せる新型コロナ感染症、少子高齢化の加速化、ICTの普及・発達と社会や経済のグローバル化、地球温暖化等環境問題の深刻化に伴うSDGs（持続可能な開発目標）への取り組み、ジェンダー等多様性への対応、ヤングケアラー問題への対応等、私たちを取り巻く社会的な状況は変化し続けています。教育の分野においてもいじめや不登校問題にどう取り組むか、社会に開かれた教育課程を展開し、地域と共に生きた学力をいかに身に付けさせるかなど、様々な課題へ対応していく必要があります。

このような動向を見据えた時、時代の変化に対応する人材の育成は、待ったなしであります。県では、第6次山形県教育振興計画後期計画を令和2年3月に策定し、河北町においても、令和3年3月に町づくりの指針となる「第8次河北町総合計画」が策定されました。その教育分野の柱であります「5 ふるさとに学び次代につなぐ町」づくりを推進するために、各関係機関と連携を図りながら実践して参ります。

最後に、本改訂版の策定に携わっていただきました委員の皆様には、深甚なる感謝を申し上げます。御礼の言葉とさせていただきます。

令和4年4月

河北町教育委員会 教育長 板坂 憲助

目次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 河北町の教育	
1 河北の教育の現状と課題	4
(1) 河北の教育の源	4
(2) 河北の教育の現状	4
(3) 1次計画の成果と課題	7
(4) 2次計画5年間(平成29年度~令和3年度)の成果と引き継ぐべき課題	12
2 計画の基本目標と基本方針	15
(1) 基本目標	15
(2) 基本方針	15
◇施策の体系	16
第3章 主要施策と主な取り組み	
基本方針Ⅰ 自他の「いのち」を尊重し、豊かな心と健やかな体を 育む教育を推進する	17
・主要施策 1 「いのちの教育」の推進	17
・主要施策 2 豊かな心の育成	20
・主要施策 3 健やかな体の育成	23
基本方針Ⅱ 一人ひとりの能力を伸ばし、社会を生きぬくための確 かな学力を育成する	26
・主要施策 4 確かな学力の育成	26
・主要施策 5 特別支援教育の充実	28
・主要施策 6 個々の能力を伸ばす環境整備	29
・主要施策 7 教職員研修の充実	32
基本方針Ⅲ 変化する社会に対応して、自立する力を育成する	34
・主要施策 8 英語教育・英語学習の充実	34
・主要施策 9 ICT機器を活用した教育の推進	37
・主要施策 10 豊かな自然を生かした環境教育の推進	39
・主要施策 11 地域に根ざしたキャリア教育の充実	40

基本方針Ⅳ 家庭・地域・学校の協働による社会全体の教育力向上 を図る	4 2
・主要施策 1 2 家庭・地域と連携する学校教育の推進	4 2
・主要施策 1 3 子育て支援・家庭教育の充実	4 3
・主要施策 1 4 地域の教育力を高める活動の推進	4 4
基本方針Ⅴ 地域に根ざした生涯学習社会を築く	4 6
・主要施策 1 5 郷土愛を高める学習の推進	4 6
・主要施策 1 6 学び続けるための学習機会の充実	4 7
・主要施策 1 7 生きがいを感じ、感動できる芸術文化活動の充実	4 9
・主要施策 1 8 男女共同参画社会の実現	5 0
基本方針Ⅵ 活力ある生涯スポーツを推進する	5 2
・主要施策 1 9 生涯スポーツの推進と競技スポーツの充実	5 2
・主要施策 2 0 スポーツを通じた健康づくりの推進	5 4

〈資料〉

第2次河北町教育振興計画評価委員会委員名簿	5 5
-----------------------	-----

第1章 改訂版の策定にあたって

1 策定の趣旨

少子高齢化の加速化、ICTの普及・発達と社会や経済のグローバル化、地球温暖化等の環境問題の深刻化、新型コロナウイルス感染症の対応など、私たちを取り巻く社会的な状況は変化し続けています。教育の分野においてもいじめや不登校にどう取り組むか、社会に開かれた教育課程の実現を目指し、学力の向上をいかに図るかなど、様々な課題へ対応していく必要があります。

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災は、原子力発電所の事故と相まって甚大な被害をもたらし、危機管理やエネルギーに関わる課題が浮き彫りになりました。しかし、人と人、人と地域、地域と地域を繋ぐ「絆」の存在も明らかになりました。

こうした中、国では2013年度（平成25年度）に第2期教育振興基本計画（以下「第2期計画」という。）を策定し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の制定に加え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正による教育委員会制度改革をはじめとした、これまでの教育制度の抜本の見直しを行っています。

このような動向を踏まえつつ、県では今後の教育行政の方向性を示す第6次山形県教育振興計画（以下、「6教振」という。）を2015年（平成27年）5月に、同後期計画を2020年（令和2年）3月に策定しました。

河北町においても、2021年（令和3年）3月にまちづくりの指針となる「第8次河北町総合計画」（以下「8総」という。）が策定されました。その教育分野の推進を図るために「第2次河北町教育振興計画（改訂版）」（以下「改訂版」という。）を策定し、学校教育と生涯学習の関連性を深めながら教育の振興に努める基本的な考え方を示します。

2 計画の位置づけ

- 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条*第2項に規定する「地方公共団体における教育振興計画」として位置付けます。

* 教育基本法第17条

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

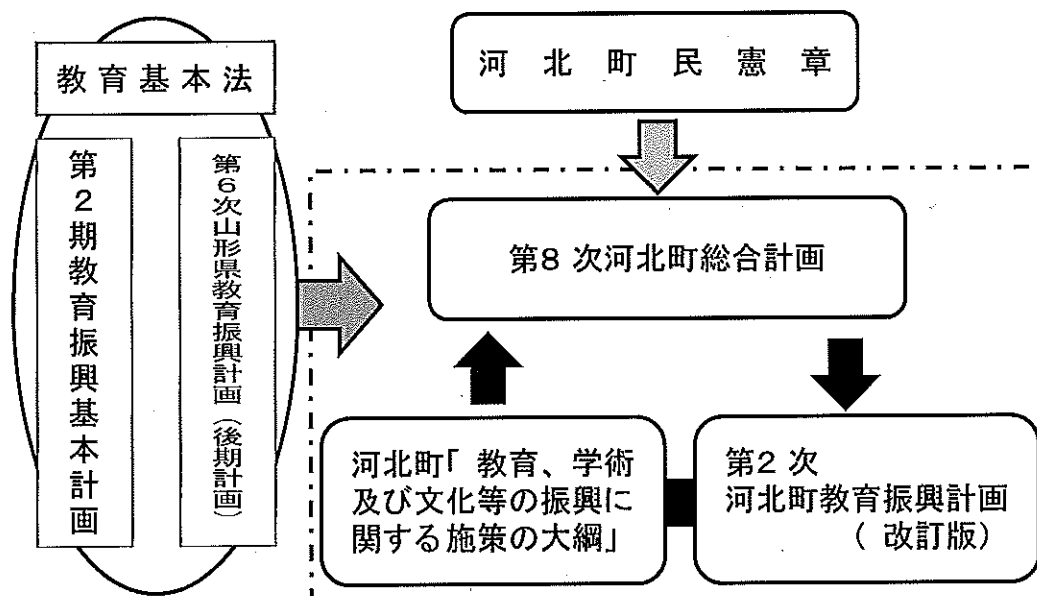
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

- この計画は、河北町教育行政全般の大綱を示します。
- その施策の展開にあたっては、「8総」との整合性を図ります。

「輝く人・町 夢と未来へ挑戦するまち」

まちづくりの目標 5 ふるさとに学び次代につなぐ町

※ 8総より



3 計画の期間

- この改訂版の期間は、2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）までの5年間とします。なお、社会情勢の大きな変化や教育を取り巻く環境の変化があれば、随時計画内容の見直しを行うものとします。

第2章 河北町の教育

1 河北の教育の現状と課題

(1) 河北の教育の源

河北町には、最上川舟運と北前船による交易によってもたらされた京都・大阪を中心とする上方文化により、豊かな歴史と文化が育ちました。

特に紅花の生産と販売による地域の経済力は、生活向上への意欲、向学心を喚起し、多くの文化人を引き付けました。

江戸時代の初期に近江国（滋賀県）で生まれた松本一笑軒は、本町に居を定め寺子屋の教科書『山寺状』を著し寺子屋を開いて子弟の教育にあたりました。その120年後に、甲州（山梨県）の藩士であった林石門が本町で私塾を開き近郷の子弟の教育にあたりました。

そのため、本町全体の教育水準は一段と高まり、日本画や俳句にすぐれ多くの門弟を育てた榎五鳳、西里小学校の前身である「筆学稽古所」を開いた逸見魯齋、その魯齋の塾で漢詩の指導を受けた能筆家の西川菊畦等、多くの町内出身の文化人を輩出してきました。

また、本町では読書活動も伝統的に推進されてきました。

1885年（明治18年）2月、石川賢治と田宮五郎が提唱して谷地読書協会を設立しました。読書運動の発展とともに図書館の必要性が叫ばれ、1900年（明治33年）谷地小学校に文庫が設置されたのをはじめとして、1915年（大正4年）11月に谷地図書館が開館しました。

1966年（昭和41年）9月に河北町児童会館に河北町立中央図書館を開設し、1995年（平成7年）6月には河北町交流センターサハトベに花に移設しました。

2015年（平成27年）11月には、町立中央図書館創立100周年を記念し、これまで本町の読書活動に尽力された方々を表彰するとともに、今後も先人たちの活動を継承、発展させていく決意を新たにしました。

(2) 河北の教育の現状

① 豊かな自然を活用した教育

本町は、県のほぼ中央に位置し、東は最上川、西は出羽丘陵、南は

寒河江川に接しています。寒河江川や法師川などの扇状地となる平地は肥沃であり、町の土地の40%以上を田畑として利用しています。

町内の学校では、このような自然条件を活用して農業体験を中心に、子どもたちがふるさと河北町のよさを感じることができる教育を行っています。

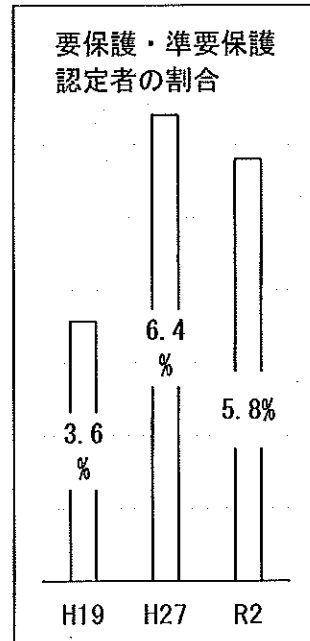
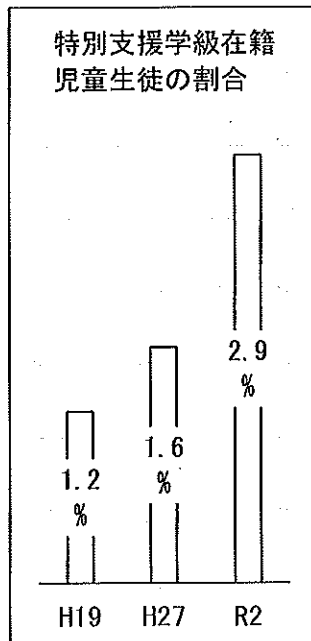
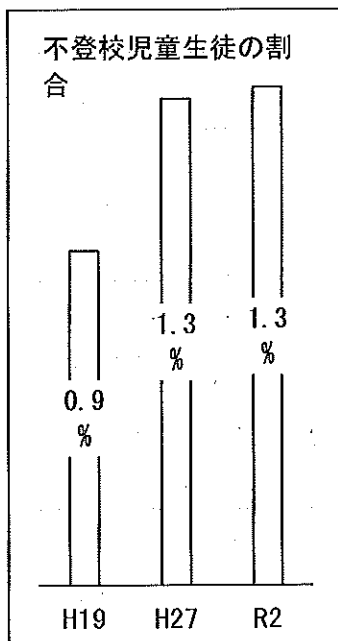
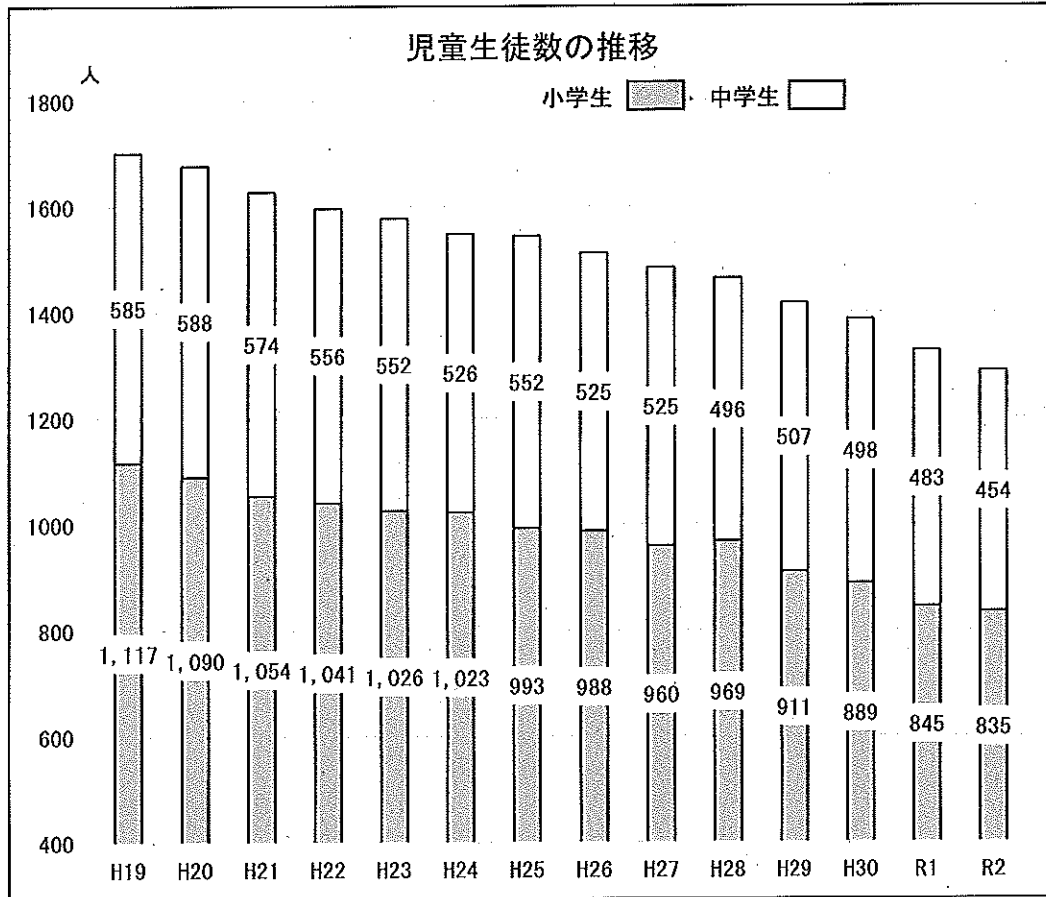
② 長い歴史・文化を背景とする郷土色豊かな人材を活用した教育

学校教育の様々な教科・領域において、町内の各地区で独自に育まれた歴史・文化を継承する人材を活用しています。昔から受け継がれてきた多彩な行事を体験したり、町の花である紅花を栽培したりする子どもたちの学習を地域の方々が支えています。

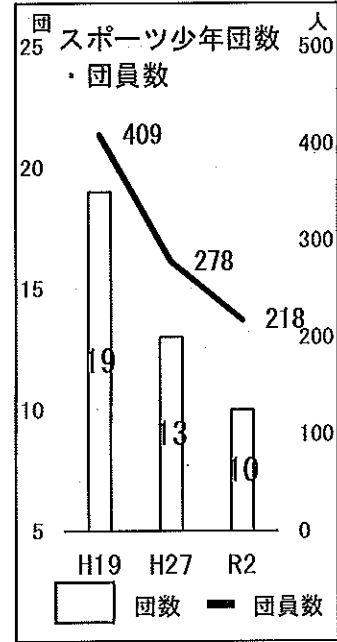
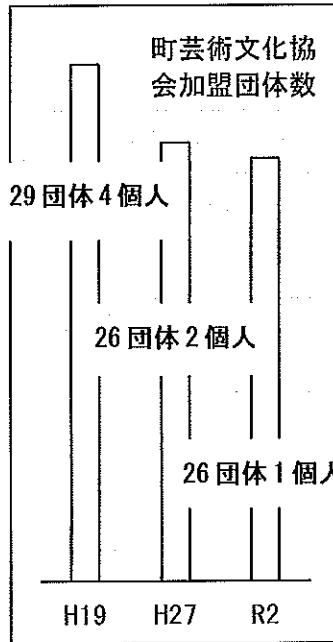
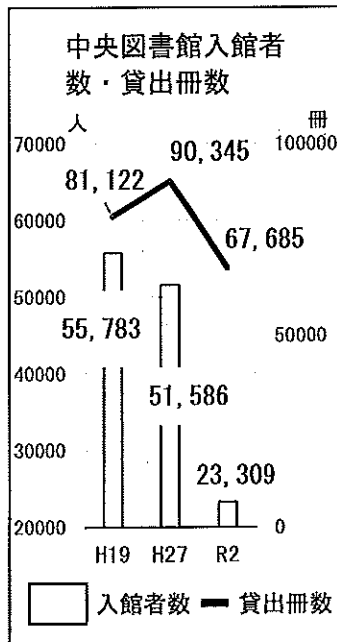
③ 本町の教育関連施設の概要【2022年（令和4年）3月現在】

施設種別【名称】	施設数
子育て支援センター【総合・かほくあい・ひなの・つどい】	4
認定こども園等【かほくあい・ひなの・ちびっこ】	3
私立幼稚園【河北・ひかり】	2
届出保育施設等【チャイルドホーム・チャイルド第2ホーム・ちびっこホーム・べにばなベビーホーム・山形ヤクルト谷地保育所】	5
小学校【西里・溝延・谷地中部・谷地南部・谷地西部・北谷地】	6
放課後児童クラブ【西里・溝延・谷地中部・谷地南部・ひかり幼】	5
中学校【河北】	1
県立高等学校【谷地】	1
学校給食センター	1
中央公民館 兼 地区公民館【サハトベに花】	1
地区公民館【西里・溝延・北谷地】	3
自治公民館	80
中央図書館	1
屋内運動場【町民体育館・交流館遊蔵（ゆっくら）】	2
プール施設【町民プール】	1
屋外運動施設【サン・スポーツランド河北野球場・同テニスコート・河北町野球場】	3
資料館【紅花資料館・交流館遊蔵（ゆっくら）】	2
女性・青少年交流施設【女性・青少年センター】	1
適応指導教室（ゆうゆう）【女性・青少年センター】	1

④ 教育環境等の変化に関する資料



※ 学校教育課調べ



※ 生涯学習課調べ

(3) 第1次教育振興計画の成果と課題

旧計画における各施策は、河北町にある自然・歴史を生かし、地域に根ざしたもので、それらは着実に実行され、新たな文化を創造していく元気な町民を育成してきました。

また、その時々にはクローズアップされた教育的課題には、適時性をもって柔軟に対応し、施設設備の充実、制度の見直し等を通して課題解決を図ることができました。

昨今の教育を取り巻く環境の大きな変化により適切に対応するために、旧計画の成果と課題を検証しました。

< 1次計画の目標① > 生きる力をはぐくむ学校教育の推進

■ 人間性の基礎を培う幼児教育の充実

- 満3歳到達児入園体制を整備する過程で町立幼稚園・保育所を認定子ども園に移行したことにより、幼保の連携を実現することができました。
- 西里・溝延・谷地・谷地西部・北谷地の町立幼稚園・保育所の廃止

に伴う幼保小の連携の在り方について見直しを行い、新たな連携の姿を模索する必要があります。

■ 「生きる力」の基礎となる小中学校教育の充実

- 校舎の耐震化を計画的に実施して2009年度（平成22年度）までに全ての学校で工事を終えるとともに、維持補修や危険防止のための改修に対応しながら、安全な環境を整備することができました。
- 情報セキュリティーポリシーを定めるとともに、全教職員に校務用コンピュータとアプリケーションを2012年度（平成24年度）に導入して、個人情報の流出防止とともに、教師が子どもと向き合う時間を確保することができました。
- 学校・学区編成等の見直しについては、区域外就学を認めるなど弾力的運用を図っていますが、地域懇談会やアンケートを通しての保護者や地域住民の意向確認を今後も継続していく必要があります。
- 特色ある学校づくり事業を展開し、地域の人材を活用して豊かな体験活動を中心とした教育を実施するとともに、2008年度（平成20年度）に立ち上げた学校支援地域本部により人材派遣をとおして充実した学校支援を継続することができました。
- 学校図書館に司書の配置を継続するとともに、2015年（平成27年）3月に「河北町子どもの読書活動推進計画」を策定して読書の習慣化を図り、豊かな感性・情緒を育む読書活動を展開することができました。
- スクールカウンセラーを配置し、適応指導教室において不登校児童生徒への指導を継続して教育相談体制を整えてきましたが、不登校児童生徒の増加傾向は変わらず、学校との連携を強化しながら支援を続けていく必要があります。
- 障がいのある子どもの就学手続を含めた早期からの一貫した支援等について、2013年（平成25年）10月に文部科学省より通知されたことを受け、これまでの「就学指導」から「教育支援」へと町の

委員会規則を改正して継続的な支援を行う体制を構築しました。

■ 共に育てる視点に立った家庭・地域との連携

- 学校・家庭・地域が連携して「早寝早起き朝ごはん」運動を町PTA連絡協議会や学校保健委員会等で実施しました。その結果、規則正しい生活や食習慣、発達段階に即したしつけや指導の重要性について関心が高まりました。
- 2014年度（平成26年度）に策定した「河北町通学路交通安全プログラム」により、町や県の道路整備に関する関係課や警察との連携体制が整いました。また、地域住民の協力により「見守り隊」を結成して子どもたちの登下校の安全を確保することができました。

■ 望ましい食習慣を育てる学校給食・食育の充実

- 食育基本法（平成17年法律第63号）に基づき、2008年（平成20年）3月に「第1次」、2013年（平成25年）3月に本町が策定した「第2次河北町食育推進計画」により、学校給食を通した食育を広い視点で推進できるようになりました。
- 学校給食における地場産物の食材の活用を継続していくためには、安定供給のための協議を生産者や関係機関と重ねる必要があります。

■ 地域と共にある高校教育への支援

- 県立谷地高等学校の地域と繋がる教育活動を継続的に支援してきた谷地高等学校教育振興会は、2013年度（平成25年度）より実施されたキャンパス制の導入により目的を達成して発展的解散を行いました。その後もカヌー部等の全国的な活躍は、町民の誇りとなりました。
- 谷地高等学校教育振興会を引き継ぎ、山形県立谷地高等学校後援会を設立して、授業研究会への参加、町立小・中学校との教育活動の連携や、吹奏楽部による小学校への演奏技術指導等、地域と繋がる谷地高校の教育活動を支援する事業を継続しました。

<1次計画の目標②> 生きがいに満ちた生涯学習の推進

■ 心豊かに生きる生涯学習のまちづくり

- 町民が主体となって講座を企画・運営する「かほく町民大学ひなカレッジ」を2010年度（平成22年度）に開校したことで、多様な講座と学習機会の情報を町内外に発信して町民の学習意欲を掘り起こすことができました。
- 長寿社会が定着し、情報化や国際化、ライフスタイルの多様化が進展する中で、町民一人一人の幼児期から高齢期に至るまで、生涯各期における学習ニーズに応える支援体制の強化と施設の良い維持管理が必要です。
- 2014年（平成26年）3月に「河北町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画のまちづくりと人づくりを推進しています。町民一人ひとりの人権が尊重され、性別にとらわれることなく、それぞれの能力を発揮して地域の活力を高め、責任を分かち合うまちづくりを町民全体で進めることができました。
- 伝統的な職人の道具や町で収集してきた民俗資料を展示するために、2008年度（平成20年度）、交流館「遊戯」に郷土資料館を開館し、町民の学びの場として活用されています。

■ 公民館を核とした地域活動

- 地区公民館のバリアフリー化を行い、耐震化や太陽光パネルの設置により、安全で使いやすい施設に整備し、地域の生涯学習活動を促進しています。
- 自治公民館について、新築、増改築、バリアフリー化等の整備費用を助成して、地域の人々が集い、学べる身近な生涯学習の場を充実させています。

■ 図書館機能の充実

- 2007年度（平成19年度）より中央図書館に指定管理者制度を導入し、祝日や平日夜間の開館により利用者の利便性を向上させ、各小学校への移動図書館を充実した結果、貸出冊数が増加しました。
- ボランティア団体と連携してブックスタート事業やおはなし会等の読書啓発講座を推進し、乳幼児期、児童期から本に親しむ環境づくりを行いました。
- 図書館の蔵書を放課後児童クラブ、子育てのNPO団体、どんがホールに配置し、定期的に入れ替えることで、本と身近に接することができる環境づくりを行っています。

■ 芸術・文化のふるさとづくり

- 2015年（平成27年）7月にサハトベに花全天周劇場をリニューアルし、プラネタリウム上映が可能になりました。新たな学習環境及び交流の場として、来館者が増加しました。
- 町に残る貴重な資料や文化財について専門的な調査・保存・公開を進め、町民の理解と関心を高める学習機会の提供を行うため、文化財保護体制の強化が必要です。
- 人口の減少に伴い、芸術・文化団体数の減少や会員の高齢化が課題となっている中、河北町総合交流センターサハトベに花を中心に、各種団体・サークル、個人が個性豊かな芸術・文化活動を展開しています。

■ 活力ある生涯スポーツの推進

- 夜間や冬期間も利用できる多目的運動場からなる交流館「遊蔵」を2008年度（平成20年度）に開館して、多様な生涯スポーツに対応できるようになりました。
- 屋外50mプールと幼児用プールのほか、屋内に温水の25mプー

ルや歩行プール、トレーニング室のある新しい町民プールが2016年度（平成28年度）にオープンし、町民の健康づくりの場として利用できるようになりました。

- 「総合型地域スポーツクラブ」を2009年度（平成21年度）に開設して、誰もが体力や年齢、技術、興味、目的に応じていつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる機会が増えました。
- 子どもの運動離れや少子化によりスポーツ少年団は減少しているものの、指導者や保護者の競技にかける情熱を後押ししながら、次代のリーダーの育成が求められています。

(4) 第2次河北町教育振興計画5年間の成果と引き継ぐべき課題

平成29年度に策定された、第2次河北町教育振興計画の施策をここ5年間で展開する中で次のような成果が見られました。

- 学校では積極的にいじめを認知し、解消に向けて学級担任だけが対応するのではなく、組織として連携しながら指導（防止）できるようになってきました。また、不登校の出現率が減ってきています。
- 要保護者利用施設となる「溝延小学校」「谷地南部小学校」「谷地西部小学校」では、新たな避難計画を作成して避難訓練を実施するなど、近年の気象災害を想定した防災教育を実施しています。
- 令和2年度に第2次子どもの読書活動推進計画を策定し、本好きな子どもの育成、幅広い読書活動の推進が図られています。
- 令和元年度に全教室にエアコンを設置したことで教育環境の改善が図られ、無理のない年間教育計画を作ることができています。
- 町内の幼稚園・認定こども園及び健康福祉課との連携により、特別支援教育に係る理解が進んでいます。

- 令和元年度にスタートした KGK（かほく・グローバル・キー）での英会話教室では参加者が増加し、「生きた英語」の学習に結び付いています。
- 令和2年度に児童生徒一人一台端末（タブレット）と電子黒板を整備し、無線 LAN を学校に設置したことで学びの個別最適化を推進しています。
- 令和3年度から学校運営協議会を新設したことにより、新たな学校・家庭・地域との連携が生まれ、ふるさとに学び、郷土愛を高める学習につながっています。
- 地域の生涯学習の拠点となる自治公民館において、住民主体の運営や地域に根差したボランティア活動により、学びの広がりが見られています。
- 町民一人1スポーツ運動を普及促進し、地域活性化に向けた取り組みが推進されています。

このように多くの成果を上げているものの、次の点は今後引き続き課題となっています。

- ◎ 多様化、複雑化する生徒指導上の問題への対応
- ◎ 「新たな生活様式」に基づいた教育活動の実施
- ◎ 「社会に開かれた教育課程」の実現
- ◎ 学力向上を目指すカリキュラム・マネジメント
- ◎ 校種を超える体系的なキャリア教育
- ◎ 学校・家庭・地域の連携協働、地域コミュニティの一層の推進
- ◎ 地域スポーツの活性化と多様なスポーツニーズへの対応

教育を取り巻く社会的な課題を踏まえて今後5年間の施策とします。

(1) 児童生徒数の減少

少子化が進めば、子どもと大人の学びにどう影響するか、次のようなことが考えられます。

- ・多くの価値観に触れる機会が減ってしまう。
- ・子ども同士が切磋琢磨する機会が減少する。
- ・一定規模の集団による教育活動が難しくなる。
- ・良い意味での競争心が薄れてしまう。
- ・青年（若者）層の減少に伴い、地域コミュニティの活力が減退する。
- ・地域に伝わる文化の継承が難しくなる。

町民が生き生きと学び合い、高め合いながら次代を担っていけるように、学びの環境を改善していきます。

(2) SDGs と環境教育の推進

東日本大震災原発事故を契機としたエネルギー問題や地球規模での環境問題、脱炭素社会に関心が高まっています。自ら考え、自ら進んで環境保全に役立つ活動をしたり、仲間と協力してより良い社会をつくる取り組みを行ったりするなど「持続可能な社会」を実現するための実践力を育んでいきます。

(3) 高度情報化や社会のグローバル化への対応

日々進歩する情報機器が子どもたちにとって身近なものになってきました。情報モラル教育を充実していくとともに、ICT 機器を有効な場面で活用して協働的な学びを進め、個別最適化を図っていきます。また、社会のグローバル化に対応した学び方の創造、思考力・判断力・表現力の育成を図っていくとともにそれぞれの個性と多様性を尊重していきます。

2 計画の基本目標と基本方針

2021年（令和3年）3月に策定された「8総」において、町の将来像を「輝く人・町 夢と未来へ挑戦する町」とし、下の5つの基本目標を設定しています。

このことより、「ふるさとに学び次代につながる町」の具現化に向けて、次のような基本目標と基本方針を設定します。

- 1 つながりを生む住みやすい町
- 2 みんなで支えあう安全・安心な町
- 3 地域とともに健やかに暮らせる町
- 4 新たな魅力を発信しにぎわいのある町
- 5 ふるさとに学び次代につながる町

(1) 基本目標

本町の教育を取り巻く現状と課題をふまえ、これからの本町がめざすべき教育の基本方針を定めるにあたり、河北の人、自然、歴史、文化のよさに浸り、ふるさとを愛する心を養うとともに、町民が生き生きと学び合い、高め合いながら、次代を担う人材を育成することが重要となります。このような観点から、本計画の基本目標を次のように定めます。

ふるさとに学び、互いに高め合いながら、いきいきと未来をひらく人づくり

(2) 基本方針

この基本目標を実現するため、今後5年間を見通した河北町の教育の基本方針として次の6つを定めます。

【基本方針Ⅰ】 自他の「いのち」を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育を推進する

【基本方針Ⅱ】 一人ひとりの能力を伸ばし、社会を生きぬくための確かな学力を育成する

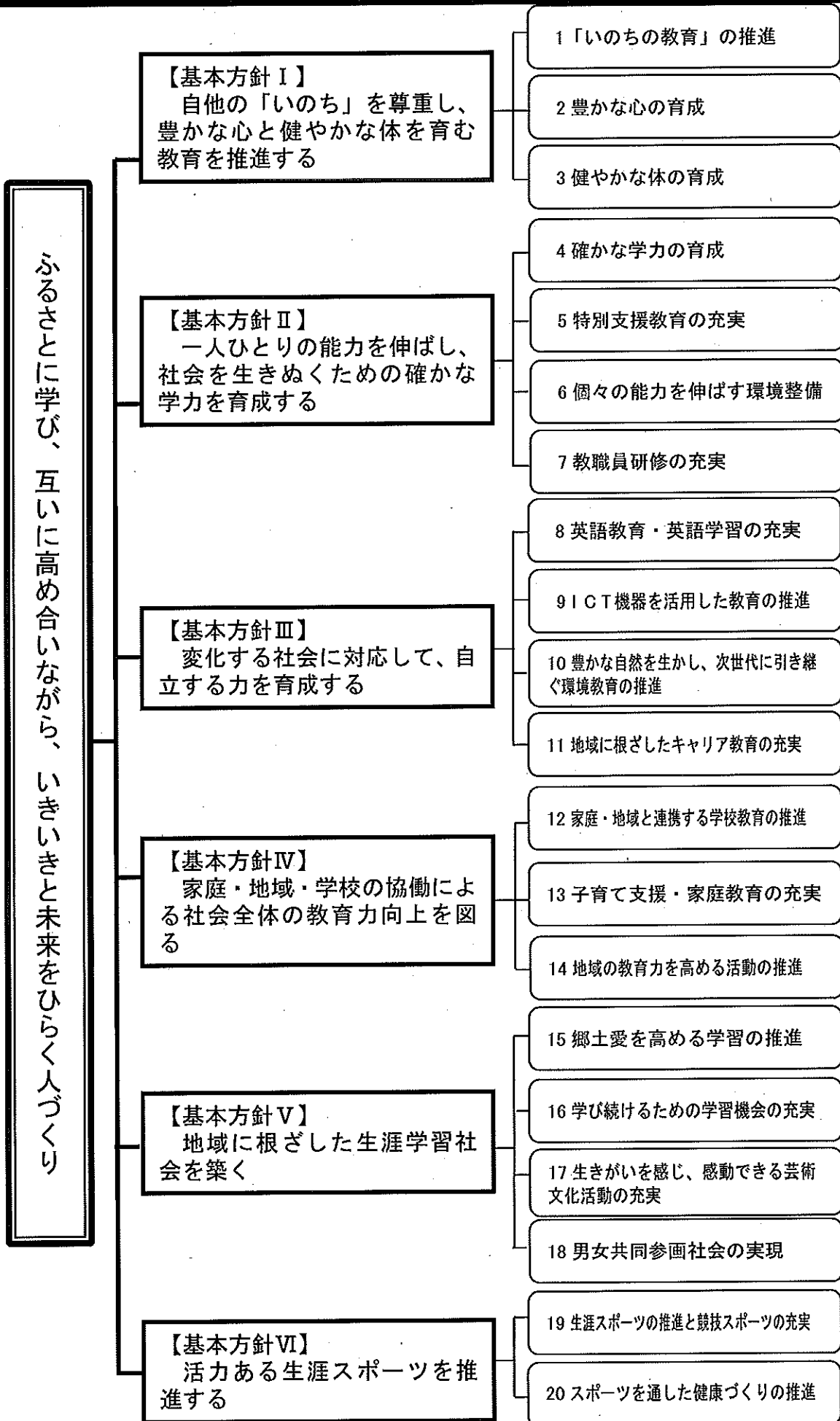
【基本方針Ⅲ】 変化する社会に対応して、自立する力を育成する

【基本方針Ⅳ】 家庭・地域・学校の協働による社会全体の教育力向上を図る

【基本方針Ⅴ】 地域に根ざした生涯学習社会を築く

【基本方針Ⅵ】 活力ある生涯スポーツを推進する

施策の体系



第3章 主要施策と主な取り組み

基本方針Ⅰ 自他の「いのち」を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育を推進する

自らの生命と存在を大切に思える気持ちを育てるとともに、同様に他者の生命と生き方を尊重する態度を養うために、いのちの教育*を学校・家庭・地域で推進します。

また、道徳教育や読書活動等をとおして、豊かな感性と規範意識、人間関係を築く力、社会性を身につけるために豊かな心を育みます。併せて、多様な運動経験や食育をとおして、健康で生き生きと生活するために健やかな体を育成します。

* いのちの教育

「自分のいのちは大切だ」という思いを育てることに始まり、「同じように他のいのちも大切だ」と気づくことができるようにし、その実感に根ざして「いのちの尊厳」と「生き方」を教えていこうとするもの

「いのちの教育」の指針（平成17年3月県教委）より

主要施策 1 「いのちの教育」の推進

<現状と課題>

これまで、「いのちの教育」を道徳教育と健康教育を中心に、学校の教育課程全体と関連付けて推進してきました。その間全国では、いじめや不登校、ひきこもり等子どもを取り巻く環境の問題がクローズアップされ、学校の対応について大きな社会的関心をよびました。

自他の「いのち」を尊重する源となる自尊感情や自己有用感の育成には、学校はもちろん家庭や地域での教育が不可欠です。

いじめの状況

2020年度（令和2年度）調査より

		認知 件数（件）
小学校	町	319
	県	10,363
	国	420,897
中学校	町	112
	県	1,773
	国	80,877

これらの課題解決のために、地域の資源を活用しながら家庭への支援も含めて「いのちの教育」に取り組んでいくことが求められます。

<具体的な取り組み>

(1) 教育課程全体における取り組みと 家庭・地域への普及

- ① 学校において、「いのちの教育」に関する「手引き」や教師用指導資料「性といのちの学習」等を活用して推進します。
- ② 「特別の教科 道徳」を軸にした全ての教育課程における指導や学校の具体的な取り組みについて、家庭や地域への周知を図りながら、その結果を共有して確実な取り組みへとしていきます。
- ③ 自らはもちろん、他者の「生命」や「生き方」の尊重をPTA活動や子育て支援の取り組み等をとおして、町全体に広げていきます。

(2) 道徳教育の充実

- ① 「特別の教科 道徳」において学習活動や指導方法を工夫しながら、子どもたちの道徳的実践力を養っていきます。
- ② 多様な価値観に触れ、主体的に行動する子どもを育てるために、「考える道徳」、「議論する道徳」となる授業展開を目指します。
- ③ 道徳の時間を軸に、各教科や特別活動等、学校の教育活動全体で自尊感情と自己有用感や思いやりの心、規範意識等を育てます。

(3) いじめの解消率向上と不登校等への対応

- ① 「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)で規定して

不登校の出現率

2020年度(令和2年度)調査より

		出現率 (%)
小学校	町	0.2
	県	0.6
	国	1.0
中学校	町	3.3
	県	3.2
	国	4.0

※ 出現率：不登校児童生徒数÷全児童生徒数×100

いる「いじめ防止基本方針」や「いじめに対する措置」等について、確実に実行されるよう、関係機関との連携や情報提供等を積極的に推進します。

- ② 学校では随時個別のケース会議を開き、学校・家庭・地域のネットワークを生かして、いじめを認知する力を高めるとともに、その解消について専門機関の助言を仰ぎながら連携して取り組みます。
- ③ 不登校の未然防止のために、教職員が子どもたちの感情に寄り添うとともに、子どもたち自身に困り感や不安等に対処する適切な行動を身につけさせることを目指します。
- ④ スクールカウンセラーや教育相談員を配置して不登校の子どもたちとその家族への支援を行うとともに、子どもたちの学習支援として「適応指導教室ゆうゆう」の設置を継続します。設置場所は、コミュニティセンターの廃止に伴って、女性・青少年センターに移します。

(4) 生徒指導・教育相談体制の整備充実

- ① 教職員と子どもたちとの望ましい関係性の構築を土台に、スクールカウンセラーや教育相談員と連携しながら、実態把握や分析、対応力を高める研修を行います。そして、組織的・計画的な生徒指導・教育相談を推進します。
- ② Q-Uアンケート*を、年2回、全ての子どもたちに実施し、各校における結果分析をとおした適切な対応への支援を継続します。

<p>* Q-Uアンケート 児童生徒の学校生活における満足度と意欲、さらに学級集団の状態を調べることができる質問紙</p>

(5) 安全教育（生活安全・交通安全・災害安全と防災教育）の推進

- ① 生活安全・交通安全・災害安全の各領域における体系的な安全教育をとおして、身の回りの危険やそれに対応する力を発達段階に応じて子どもたちに理解させ、自らの命を守り抜くために主体的に行動する資質・能力を育成します。

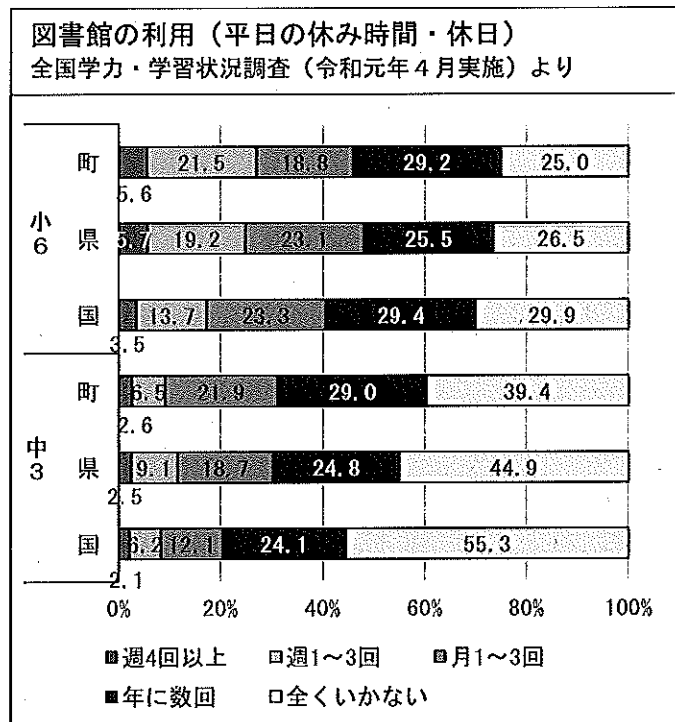
- ② 地域ぐるみで子どもたちの安全を守る活動を組織的に展開するために、地域学校安全指導員を配置するとともに、各地区で結成されている「見守り隊」の活動を支援します。
- ③ 町の地域防災計画に基づき、減災・防災に向けた各校での取り組みを支援します。特に、浸水被害・土砂災害の危険がある要保護者利用施設の溝延小学校、谷地南部小学校、谷地西部小学校では新たな避難計画を作成し、訓練を実施するようしていきます。
- ④ 教職員が災害時に主体的に動けるよう役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に訓練を実施します。

主要施策 2 豊かな心の育成

<現状と課題>

挨拶や基本的な生活習慣、他者への思いやりや善悪の判断等をしつけないで教える家庭教育と、人と関わる力や規範意識の芽生えといった社会を形成する一員としての基礎を身につける幼児教育は、教育の原点であり、人格形成の基盤となる重要なものです。

一方、全国的に最近の子どもたちの傾向として、基本的な生活習慣の確立が不十分、規範意識の低下等が指摘されています。先に述べた道徳教育を充実させる他、地域社会全体で体験を重視した心の教育に今後も継続して取り組んでいく必要があります。



本町では、「本が好き！育てようひとみ輝かせ、心を耕すかほくの子ども」のテーマのもと「河北町子どもの読書活動推進計画」を2015年度（平成27年度）と2019年度（令和元年度）に策定し、子どもたちの豊かな感性と思考力・想像力を育て、思いやりの心や人間性の醸成に努めています。

<具体的な取り組み>

（１）家庭教育の充実

- ① 幼児、児童、生徒の親や幼児^{ともい}共育・家庭教育担当者等を対象に、規範意識の醸成やしつけなどの家庭教育の大切さについて学習する機会を提供します。
- ② 毎月第3日曜日の「家庭の日」に、基本的な生活習慣等を身につけるうえで家庭が果たす役割について関心と理解を深め、家族の絆を大切にする日として普及・啓発に努めます。

* 幼児共育（ともい）

生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期である幼児期の子どもを、家庭、幼稚園・保育所等、地域の三者が連携して、「目をかけ・声をかけ・心をかけ」共に育てていく山形県独自の考え方。

（２）幼児教育の充実

- ① 幼稚園教諭・保育士等の指導力向上をめざして「幼児教育振興協議会」への支援と研修の場を確保します。
- ② 町内の幼稚園・認定こども園・放課後児童クラブ及び健康福祉課と連携し、特別支援教育に係る支援をします。
- ③ 幼保小の連携を促進して、子どもに関する情報の共有化や施設の相互訪問等の研修を推進します。

(3) 読書活動の推進

- ① 家庭における読み聞かせや地域ボランティアの活動、学校図書館の活用等、家庭・地域・学校を通じた社会全体での読書活動を推進します。
- ② 引き続き学校図書館司書を配置して、各校の図書館の整備と機能強化を図ります。
- ③ 児童書と視聴覚教材等の整備を含めた中央図書館の機能を高めるとともに、移動図書館の取り組みを継続して学校図書館等と連携しながら、読書に親しむ機会の提供と施設・設備の充実を図ります。
- ④ 毎月第3日曜日の「家庭の日」に「家族で読書の日」として、豊かな情操を養う啓発に努めます。

(4) 文化芸術活動の推進

- ① 地域の人材を積極的に活用するとともに、「河北町小学校音楽会」での発表の場を設定し、学校における芸術に関する教科指導を充実させていきます。
- ② 子どもたちが文化芸術に対する理解を深められるように、「芸術鑑賞教室」や「県美展鑑賞」等により優れた文化芸術に直接触れる機会を継続します。

(5) 体験活動・奉仕活動の充実

- ① 自然の中での生活や農業体験、クリーン作戦、優れた文化芸術に触れる体験等から得られる豊かな感性や人間味あふれる心を育むために、多様で直接的な体験の充実を図ります。
- ② 子どもたちの社会性や協調性を育むために、各地区に伝わる文化・伝統を継承したり、ボランティア活動に取り組んだりする子ども会等地域団体活動への参加を促進します。

主要施策 3 健やかな体の育成

<現状と課題>

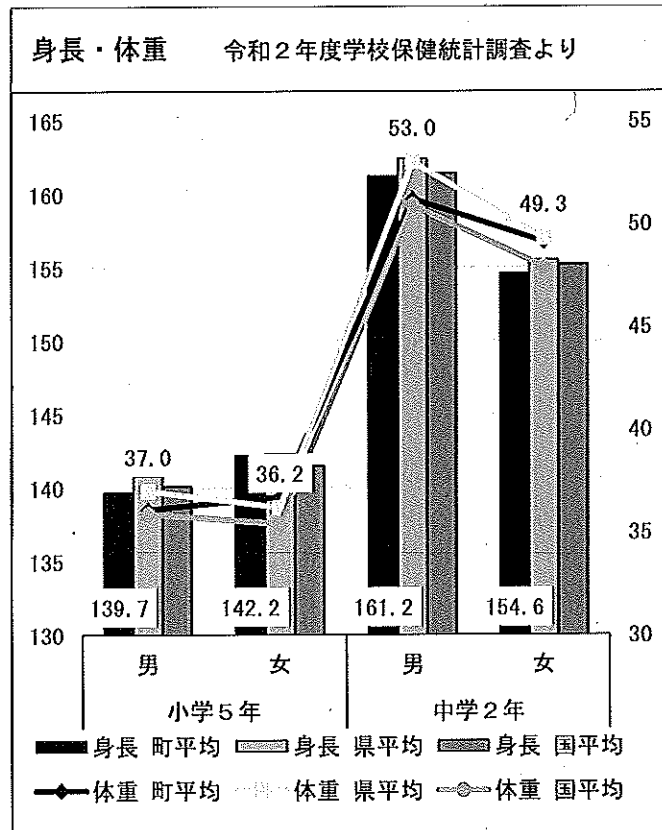
豊かで活力ある人生を送るために健康でたくましい体が不可欠です。そのために、子どもたち一人ひとりが心身の健康の保持増進を図る資質や能力を身につけることが求められています。

各校で開催される学校保健委員会等において、日々の食事や運動を含めた健康への関心を高めるための手だてや運動能力の向上等について検討を重ねてきました。さらに、各種アレルギー疾患等の健康課題に関する最新の知識と情報を得る機会を充実させるとともに、運動の楽しさや喜びを体験できる取り組みを強化するなど、教職員の指導力向上と環境整備に努める必要があります。

<具体的な取り組み>

(1) 健康教育の充実

- ① 基本的な生活習慣を身につけさせたり、疾病の治療率を高めたりするなど子どもの健康づくりについて、学校保健委員会やPTA活動を通じて学校と家庭・地域が連携しながら取り組みます。

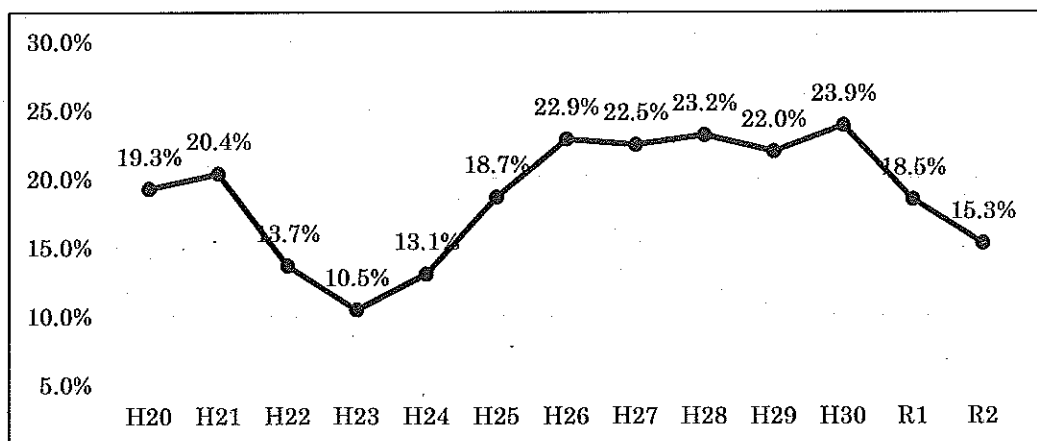


- ② 養護教諭を中心に、アレルギー疾患等の健康課題に関する教職員の研修を充実させ、全ての教職員が適切に対応できるようにします。
- ③ 新型コロナウイルス感染症について、感染拡大状況を注視しながら感染拡大防止対策を徹底していきます。
- ④ 子どもたちが将来を健康に過ごせるように、生活習慣病の予防や薬物乱用防止、がん教育に関する取り組みを推進します。

(2) 食育の推進

- ① 食に感謝し、正しい食事マナーと食を通じた積極的な心身の健康づくりに取り組める子どもたちの育成をめざし、栄養教諭等を中心とした家庭と学校の連携による食育指導を効果的に実施します。
- ② 地場産物の食材を積極的に活用した学校給食を推進するため、安定的な食材の供給システムを確立していくとともに、地場産物の食材への理解と関心を深めるためにも生産者と子どもたちの交流給食会を継続します。

学校給食における地場産物の食材（野菜・果物）使用率の推移
町学校給食センター調べ



(3) 安全・安心な学校給食の提供

- ① 安全・安心な学校給食を提供するため、微生物・理化学検査を引き続き実施します。また、食物アレルギーをもつ子どもたちが安心して食べられるよう、学校と連携して個別に対応します。
- ② 1989年（平成元年）4月に開設された学校給食センターの設備・備品等を計画的に更新するとともに、今後老朽化する施設を学校給食衛生管理基準に準拠し、HACCP*の概念に基づいた整備について検討します。
- ③ 山形連携中枢都市圏の形成に係る連携協力のもと、山形広域炊飯施設を有効に活用し、地元産米の消費拡大、地産地消を図るとともに、安全安心な米飯を提供します。

* HACCP (ハサップ)

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析 (Hazard Analysis) し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点 (Critical Control Point) を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法

厚生労働省 Web ページより

(4) 体力・運動能力の向上を図る学校体育等の充実

- ① 教員の体育・保健の指導力を高め、現状と課題に基づいた指導方法の改善に資する情報の普及や研修の充実を図ります。
- ② 各校の実態に応じて子どもたちの運動機会の拡大を図るとともに、家庭・地域と連携しながら体力向上や運動習慣の改善に取り組みます。
- ③ 生徒数の減少やニーズの多様化、スポーツ指導者の導入・確保等といった課題をふまえて、運動部活動の数や形態、運営方法等について検討します。

基本方針Ⅱ 一人ひとりの能力を伸ばし、社会を生きぬくための確かな学力を育成する

これからの社会に求められる資質・能力（「21世紀型能力」や「21世紀型スキル」）である問題解決能力や思考力、判断力、表現力といった新しい学力観に対応した指導を推進します。

また、特別なニーズに対応した教育を行うために、関係機関との連携や教職員の研修の充実を図りながら、就学等の早期から一貫した教育支援を行うとともに、個々の能力を伸ばすために必要な学習環境を整備します。

主要施策 4 確かな学力の育成

<現状と課題>

本町では、子どもたちが課題意識をもって主体的に学べるように日々授業改善に取り組み、基礎基本の定着と学習の習慣化をめざしてきめ細やかな指導を行っています。全国学力・学習状況調査の結果では、基礎基本事項についての問題の正答率は全国平均と同程度の結果となっている一方、身につけた知識を活用して解決する問題では、正答率が全国平均を下回っています。また、2016年度（平成28年度）より実施している山形県学力等調査においても、基礎基本の知識を関連付けて正答を導き出す問題に課題があります。このような実態をふまえて、確かな学力*を育成する更なる授業改善と教員の意識の変容に取り組む必要があります。

* 確かな学力

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決させるために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養う

学校教育法第30条・49条

<具体的な取り組み>

(1) 授業改善を基盤とした主体的・協働的で深い学びの推進

- ① 各校で、育成を目指す資質・能力とそのため取り組みを明確にし、指導と評価を繰り返しながら確かな学力につなげます。
- ② 授業を中心とする学習活動全般を子ども目線で再確認するとともに、子ども自らの課題意識を高めて、対話をとおして身につけた資質・能力を発揮して解決する力の育成に資するものに改善します。
- ③ 上記のような取り組みの開発と実践研究を町内の小学校に3年間委嘱し、町内外に発信して普及します。
- ④ 隔年で、全校の教員が授業実践をもち寄って「小中連携実践交流会」を開催し、子ども達に身に付けさせたい資質・能力について話し合い、指導力の向上に努めます。

	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
研究委嘱校	谷地南部小										
				北谷地小							
						西里小					
								谷地西部小			
										溝延小	
実践交流会		☆		繰り越し 次年度へ	☆		☆		☆		☆

(2) 各種検査・調査結果の活用

- ① 小学2年生から中学3年生までの全ての子どもたちに、国語、社会、算数・数学、理科、英語（中2～中3）の「教研式標準学力検査（NRT）」を、小学2、4、6年生、中学1年生の全ての子どもたちに、「新学年別知能検査」を実施して実態を把握し、各校での

指導改善に繋がります。また、英語4技能検定「GTEC」を実施し、結果の分析を通して指導改善に繋がるとともに、個人の変化を経年で分析していくことができるように検討を進めていきます。

② 「全国学力・学習状況調査」の結果と今後の対応等について、各校の教務主任を中心にして検討し、本町共通の実践事項を設定して取り組みます。

③ 各種検査・調査の結果を保護者や地域に積極的に公表・説明して、学校と家庭・地域が一体となった学力向上対策を進めます。

主要施策 5 特別支援教育の充実

<現状と課題>

2003年度（平成15年度）に開始された国の「特別支援教育推進体制モデル事業」の委嘱をはじめ、これまで本町では特別支援教育の推進に積極的に取り組んでいます。

その間、2011年（平成23年）の「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」の改正やインクルーシブ教育システム*構築のための特別支援教育の推進を受け、2013年（平成25年）に、特別支援学校の就学基準に該当する子どもも総合的判断によっては小・中学校への就学も可能であることを規定した学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）の一部改正が行われました。

また、同年に制定され2016年（平成28年）4月より施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」、いわゆる「障害者差別解消法」において、学校等の公的施設では、基礎的環境整備を基礎とする合理的配慮の提供が義務付けられました。

本町では、第3次山形県特別支援教育推進プランの基本目標*達成のための取り組みを進め、継続的な教育支援を充実させる必要があります。

* インクルーシブ教育システム

共生社会の形成に向けて、障がいのある者とない者ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組み
障害者の権利に関する条約第24条より

* 第3次山形県特別支援教育推進プランの基本目標

- インクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえて特別支援教育を充実させる
- 障がいの有無や個々の違いを認め、障がいのある人もない人も共に学び共に活躍する社会づくりを目指す
- 関係機関と連携し、障がいのある子どもを就学前から社会参画まで切れ目なく支援し、学習や生活を充実させる

<具体的な取り組み>

(1) 特別支援教育推進体制の充実

- ① 子どものニーズに応じた教育支援を行うために、既成の個別指導計画を基に、個別の教育支援計画を活用する取り組みを各校で推進します。
- ② 障がいのある子どもへの理解や教育相談等、全ての教員に専門性を高める研修の受講を推進します。
- ③ 管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任等、特別支援教育推進の重要な担い手となる教職員の研修を充実し、職種や校務分掌に応じた専門性の向上を図ります。

(2) 継続的な教育支援の充実

- ① 個別の教育支援計画の整備と確実な引継ぎによる継続的な教育支援を実現するために、町で統一した様式を活用し、幼稚園・認定こども園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校との各接続を切れ目なく円滑に進められるようにします。
- ② 町立小・中学校に在学する子どもたちと就学児、県立特別支援学校在学の子どものたちの状況や、本人と保護者のニーズ等について共通理解を図り、子どもの自立のために適切な手だてを検討したり就学先を決定したりする河北町教育支援委員会の機能を一層充実させます。

主要施策 6 個々の能力を伸ばす環境整備

<現状と課題>

特別な配慮を要する子どもたちの増加や不登校状況の解消等の今日的教育課題に対応するために、本町では学習・生活指導補助員やスクールカウンセラー、教育相談員等を学校に派遣しています。

また、町内の各校がそれぞれの特色を生かして地域との連携を図りなが

ら推進している「地域交流学習活動事業」において外部講師を招くなど体験活動の充実も図られています。

しかし、今後、町民人口減に伴う児童生徒数の減少は緩やかに進み、今後小学校の規模が縮小していく中、これまでのような豊かな教育活動を展開していくことが困難になっていく学校が現れることが予想されます。

子ども一人ひとりの力を伸ばす教育を展開するうえで、こうした困難状況の解消に努めていく必要があります。

<具体的な取り組み>

(1) 子どもの抱える課題への支援体制の充実

- ① いじめなど、多様化・高度化する教育課題に対応するために、スクールカウンセラー、教育相談員、適応指導教室指導員等の人的配置を継続します。
- ② 個別の配慮を要する子どもを支援するために、学習・生活指導補助員を必要に応じて学校に配置します。
- ③ 家庭の抱える困難が子どもたちの学びの障害となることを避けるために、要保護・準要保護児童生徒援助費等の支給制度を維持するとともに、資質・能力の高い子どもたちの高等学校・大学等での学びを支援するために奨学金制度の利活用を促進します。
また、家庭生活における「ヤングケアラー」を生み出さないように、町内の総合子育て支援センター等の福祉機関と連携します。
- ④ 学校における体験活動を含めた学習時間の確保や家庭での学習機会の拡充等のために、各地区の実情を踏まえ、長期休業や土曜日の活用について検討を進めます。

(2) 地域素材を生かした教育活動の充実

- ① 小・中学校でこれまで実施してきた「地域交流学習活動事業」の成果を生かして、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会*)」の機能を充実させ、子どもたちが地域のよさを実感できる学習活動を展開します。



- ② 文部科学省による「地域学校協働活動推進事業」*と連携して、子どもたちの興味・関心に応じた学習のサポート体制を継続します。

* 学校運営協議会
子どもたちの未来の創造に向けて、学校と地域が育てたい子どもの姿を共有し、力を合わせて学校の運営に取り組むための仕組み
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5より

* 地域学校協働活動推進事業における河北町の取り組み
○ 学校支援ボランティアの募集・登録
○ 学校のニーズに応じて地域コーディネーターによる連絡・調整

(3) 子どもたちが学びやすい教育環境の構築

- ① 小学校を各地区コミュニティの存続や発展の中核的な施設と位置づけて、各校の設備・備品の有効活用を促進します。
- ② 既存の設備・備品を計画的に更新します。また、大規模な改修、修繕についても計画的に行い、緊急を要する修繕には適切に対処し、学習環境を整備します。
- ③ 2017年度(平成29年度)に実施した「小学校在り方検討委員会」において、小学校就学年齢人口の動向を見ながら今後の方向性を定めるために、保護者や地域住民の声を生かしつつ、長期的展望に立った学区再編の必要性、児童数や学級数の不均衡の解消、通学距離の適正化等について意見を交わしました。2022年度(令和4年度)は「河北町の小学校のあり方検討委員会(仮称)」を組織し、人口減少が進む中で、子どもたちにとっての学びやすい教育環境構築を進めます。

<現状と課題>

河北町教育研究所や理科教育センター等が、教職員のニーズに応じた研修会を行い、毎回多数の教職員が参加しています。また、小・中学校においては授業研究会を積極的に行って、教員が指導力向上をめざしています。

しかし、従前より教育課題が多様化・高度化しているとともに、教職員の年齢構成が不均衡であることにより、ベテラン教職員の経験や知識・技能が若手教職員に引き継がれにくい状況になっています。また、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指し、「社会に開かれた教育課程」を実現するために「カリキュラム・マネジメント」を確立することが求められています。

こうした課題を解決するために、OJT*の充実や外部講師を招いて新たな情報を得たり、既存の取り組みを確認したりすること等、教職員の研修を充実させていきます。

* OJT (On-the-Job Training)

仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させる研修。

<具体的な取り組み>

(1) 河北町教育研究所における研修の充実

- ① 町内全校の教職員による今日的教育課題に応じた研究部を組織し、年間を通じて自主的で効果的な研修の機会を設けるとともに、複雑化・専門化していく教育課題に対応するために、研修内容を教職員のニーズに応えるなど柔軟に取り組みます。
- ② 生徒指導や特別支援教育、保健指導等に関する専門的な知識や技能について、担当する教員が身につけるための研修を実施して、子どもたちへの指導力を向上させます。

(2) 学校経営の見直しによるOJTの充実と自主的な研修の支援

- ① 校長のリーダーシップのもと、学校経営を見直し、教職員が研修できる環境を構築することを推進します。
- ② 各校の課題解決のために教職員個々の資質・能力を活用しながら、協働による同僚性を高めることのできるOJTへの支援を行います。
- ③ 本町の自主的・自立的な特色ある教育活動の実践を支援する指導主事を継続して配置します。

(3) 県教育委員会や大学等との連携による教員の指導力向上

- ① 村山教育事務所、県教育センター等の指導主事や大学教授、県立学校の教員等による学校の教育活動への助言や指導をいただく機会を設けて、教員の指導力を向上させます。
- ② 官学民それぞれの得意分野を生かした研修ネットワークに関する情報を学校に速やかに提供し、教職員の積極的な参加を推奨します。

基本方針Ⅲ 変化する社会に対応して、自立する力を育成する

グローバル化が進む社会において、社会環境の様々な変化に対応して、様々な考えをもった人々と協働して新たな価値を創造する人材が求められます。

本町では、このような社会を生き抜いていけるように、実践的な語学力とICT*機器を用いた情報の活用力と発信力を高める取り組みを推進します。

また、社会的・職業的自立を果たす上で必要な能力や態度を身につけ、社会を構成する一員としての自覚をもって責任を果たせるように、キャリア教育を充実します。

* ICT (Information and Communication Technology)
情報通信技術

主要施策 8 英語教育・英語学習の充実

<現状と課題>

学校教育において、子どもたちの外国語の習得を促進するために外国語指導助手（ALT）を英語圏の国から招くと共に、小学校教員による外国語活動の指導を援助するために日本人の英語指導支援員（AET）を派遣しています。

また以前より、河北町国際交流協会（KIRA）等により、国際理解に関する事業が幅広い年齢層を対象に開かれ、外国をより身近なものに感じる機会が設けられています。学校教育課では、小学生全学年を対象とした英会話講座「KGK（かほく・グローバル・キー）イングリッシュクラス」を開催します。

さらに、これまでの英語教育の反省に基づき、中学校の全国学力・学習状況調査において、2019年度（平成31年度）から「外国語（英語）」が加えられたことや、2020年度（平成3

「8総」より

- 幼児も外国語に興味・関心をもつような活動を取り入れ、外国語教育の充実を図ります。
- 外国語指導助手派遣業務委託を継続するとともに、国際理解教育や外国語活動・外国語教育を充実します。
- 外国語に慣れ親しみ、日常会話ができる町民を増やすべく、外国語の習得や普及推進に努めます。

2年度)より小学校5・6年生の「外国語(英語)」並びに小学校3・4年生の「外国語活動」が全面実施されたことなどから、今後、学校教育において英語教育の更なる抜本的強化が図られます。

より身近となるグローバル社会に対応するためにも、子どもたちが授業で学んだことを実生活の中で活用し表現する機会を保障することが必要と考えます。

<具体的な取り組み>

(1) 英語教育・英語学習における拠点の形成

- ① 一部の教育施設・生涯学習施設等に英語教育・英語学習に係る学習センター的な機能をもたせて、本町の英語教育・英語学習の拠点とします。
- ② 教員を対象に英語の指導力向上のための研修や、英語と外国語活動の授業に関する指導・助言を行う指導主事の配置を推進します。
- ③ 英語教育・英語学習に関するスタッフを配置し、効果的で魅力的な事業を段階的に展開します。

(2) 外部人材を活用した持続可能な英語教育・英語学習の推進

- ① 本町の英語教育を推進するためにALT*やAET*を複数配置し、担任や教科担任との協働によって小・中学校の英語教育を充実します。

* ALT (Assistant Language Teacher 外国語指導助手)
主に小中学校で外国語の授業を行う日本人教師の補佐を行い、「生きた英語」を学ばせるために派遣された人。教育委員会やまちづくり推進課等が主管する英会話教室でも講師となる。

* AET (Assistant English Teacher 英語指導助手)
日本人教師とチームで外国語活動や外国語の授業を行う講師。教育委員会が主管するKGKでも講師となる。

- ② 英会話講座「K GK (かほく・グローバル・キー)」を開催し、子どもたちが楽しみながら英語に親しんだり、学んだ英語を実際に活用したりできる機会を充実させます。



- ③ 必要に応じてALTを幼稚園や認定子ども園へ派遣して、幼児期における英語教育や保護者等を対象とした英語学習の支援を推進します。また、町内在住の英語に堪能な人材を発掘して、町民の持続可能な英語学習を推進します。
- ④ 大学とのコラボレーションによる実践的なコミュニケーション力を身につける英語学習を継続的に推進します。
- ⑤ 河北町国際交流協会 (K I R A) の主催する事業への支援を継続します。

英語教育・英語学習推進の構想

旧計画からの継続

- 学校教育での取り組み
 - ALT (1名)の小・中学校への派遣
 - AET (1名)の小学校への派遣
- 生涯学習での取り組み
 - ALT (1名)の河北町国際交流協会 (KIRA) への派遣
 - ALT (1名)の町放課後子ども教室 (子どもの居場所づくり) への派遣

拠点形成のための施策

- ALTの1名増員による2名配置
 - 小・中学校での毎週1～2日の勤務
 - 幼児教育施設への派遣 (任意)
- 英語担当の指導主事の配置
 - 教員への指導・助言による授業改善
- 拠点となる施設・設備の整備
 - 推進のためのスタッフの配置

普及のための施策

- 専門性の高いALTの2名配置
 - 小・中学校での週5日勤務
 - 幼児教育施設町内各種団体等への積極的な派遣
- 英語を学ぶ場の提供
 - KGK イングリッシュクラスの開催
- 中・高・大学との連携
 - KGK 事業への協力依頼等、共同研究

主要施策 9 ICT機器を活用した教育の推進

<現状と課題>

文部科学省が進める「GIGA スクール構想*」により町内全ての小・中学校において一人一台のタブレットを整備し、Wi-Fi 校内ネットワークを構築して、教育活動の様々な場面で活用しています。また、各校に電子黒板を導入し、教室や理科室等学校のあらゆるところでICT機器を用いた教育が展開されています。

しかし、それらの機器の接続や使用については一定の知識とスキルを要するため、ICT機器の活用の度合いが指導者によって差があるのが現状です。このような差を小さくするための方策を講じて、子どもたちの学びをより豊かにしていく必要があります。

* GIGA (Global and Innovation Gateway for All) スクール構想
1人1台端末と通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境の実現

<具体的な取り組み>

(1) ICT機器を活用した授業づくりの推進

- ① 子どもたちが主体的に学習するための一助として、教育における ICT機器の有用性や具体的な活用方法を学ぶ機会を教職員に提供することに努めます。
- ② 授業における ICT機器の具体的な活用場面や機器操作の補助、教材づくりなどについて、助言できる ICT支援員を配置します。

(2) 情報モラル教育の推進

- ① 町教育研究所による先行研究の周知及び、警察や医療関係者との連携をもとに、子どもたちと ICT機器を取り巻く環境や現状等について、家庭からの理解を得ながら情報モラル教育を推進します。
- ② SNS*が普及する中で、いじめや不登校につながる書き込みを事前に防止するとともに、個人の ID*とパスワード管理を重視していきます。
- ② 児童会や生徒会の活動等、子どもたちの主体的な取り組みをとおして、子ども自らが情報の真偽を区別したり、膨大な情報量から有用なものを取捨選択したりする資質・能力の向上を図ります。

(3) ICT機器及び関連する環境の整備

- ① 一人一台端末 (タブレット) をはじめとする ICT機器や校内のネットワークについて年次的な更新を継続し、子どもたちが普段使いできるように努めていきます。
- ② ICT機器の進歩や社会的ニーズの動向を考慮しながら、タブレットのソフトウェア整備を検討していきます。

* SNS (Social Networking Service)
インターネット上において、友人や知人同士の集まりといった社会的なコミュニティを構築するサービス。

* ID (identification) とパスワード
インターネット上でのサービス利用時に使われる認証の仕組み。

主要施策 10 豊かな自然を生かし、次世代に引き継ぐ環境教育の推進

<現状と課題>

昨今の地球規模での環境問題や、東日本大震災における原子力発電所の事故を受けてのエネルギー問題に関する意識が高まっています。こうした実情をふまえて、本町にある豊かな自然をフィールドにそれぞれの地域で環境保全に取り組んでいる方々の協力を仰ぎながら、環境問題について子どもたちの学習を深めてきました。

本町の豊かな自然環境を守り育てていくとともに、今後も安心して暮らせる持続可能な社会を構築するために、「山形県環境教育指針」*（平成26年3月改訂）と国連が定める17の世界的目標 SDGs*に基づく環境教育に取り組む必要があります。

* 山形県環境教育指針による環境教育の目標
環境教育は、知識の習得や理解の上に立ち、自ら考え、自ら進んで環境保全に役立つ活動を実践したり、仲間と協力してよりよい社会をつくる取り組みを行ったりする等の、「持続可能な社会」の実現のための実践力を備えた児童生徒の育成を目指す。

* SDGs (Sustainable Development Goals)
17の世界的目標、169の達成基準、232の指標からなる持続可能な開発のための国際的な開発目標。

<具体的な取り組み>

(1) 学校の教育活動全体を通じた学習の推進

- ① 総合的な学習の時間や、各教科、特別活動等において、本町の歴史や風土・文化と関連付けながら、子どもたちにつけたい力を明確にして実践的・体験的な学習を展開します。



- ② 各校で作成している環境教育全体計画と学習プログラム(具体策)を状況に応じて更新するとともに、学習の参考となる図書教材や視聴覚教材の整備に努めます。

(2) 家庭や地域、環境保全団体等との連携と学校間の交流

- ① 子どもたちの身近な素材から実践的・体験的に学ぶために、家庭や地域、または環境保全に取り組んでいる方々に協力を依頼するとともに、環境教育をとおして自然環境の保全や再生可能エネルギーの創造・活用の視点の理解を地域社会全体に広げていくことをめざします。
- ② 環境教育の取り組みを校内や学区のみに留まらせず、他校や県立谷地高等学校の取り組みに学ぶ機会を設定するなど、小中高の交流を推進します。

主要施策 11 地域に根ざしたキャリア教育の充実

<現状と課題>

各小学校では、それぞれの地域の教育力を活かした体験的な学習活動を取り入れ、子どもたちが自分の住む地域のよさを味わえる場を数多く設定

しています。中学校では、町内の事業所等と連携して職業体験を積むとともに、実社会で活躍する本町出身者から話を伺うなどの活動をとおして広い視野で自らのキャリアについて考える学習に取り組んでいます。

子どもたちにこれまで以上に本町の魅力を十分に味わい考えさせながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる勤労観や職業観を育むことが重要です。

<具体的な取り組み>

(1) 体験を通じた勤労観・職業観の育成

- ① 子どもたち自らのキャリア形成の基盤とするために、小学校における農業体験や中学校における職場体験等の実践的な学習活動を継続します。
- ② 子どもたちが、本町の産業の様子や勤労する人々の工夫等について学ぶ機会を学校の教育活動に計画的に取り入れることを推進します。

(2) 体系的なキャリア教育の推進

- ① 小・中学校の各段階におけるキャリア教育の目標や活動の在り方等を整理し、キャリア・パスポート*を活用するとともに、教職員研修を活用してキャリア教育の意義を徹底します。
- ② 成年年齢の引き下げをはじめとした社会制度の変化に対応する取り組みとして、各校で作成しているキャリア教育プログラムをそれぞれの地域の実情に応じて見直し、進学やその先の人生全般を見通すキャリア教育を体系的・系統的に進めます。
- ③ 産学官連携による「かほく探求実践プロジェクト」を効果的に展開することで、谷地高生の実践的な学びを支援し、魅力ある地域社会の構築へ結びつけます。

* キャリア・パスポート

小学校から高校までのキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを児童生徒自身記述し、蓄積した記録。主に自己理解のために学級活動で使われる。

基本方針Ⅳ 家庭・地域・学校の協働による社会全体の教育 力向上を図る

第2章で述べたように本町教育の源を背景に、社会全体がもつ高い教育力のもと、実践を積み上げて大きな成果を上げてきました。

しかし、少子高齢化をはじめとする様々な社会的な問題に直面する中、若年層減少に伴う地域の活力が減退する、地域の自然や文化の継承が難しくなるなどの課題が指摘されています。

このような状況の中で、本町が培ってきた歴史や伝統を受け継いで次代に繋ぐとともに、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を担いながら協働して本町全体の教育力の向上を図ることが求められます。令和3年度より全ての学校においてコミュニティ・スクールを導入しています。

主要施策 12 家庭・地域と連携する学校教育の推進

<現状と課題>

それぞれの学校では、総合的な学習の時間を始めとする教育課程内において、地域の人材をゲスト・ティーチャーとして迎えたり、校外学習を計画したり、学校内外の教育力を活用した学習を進めています。

また本町では学校運営協議会を立ち上げ、これからの子供たちの学びについて話し合う場を設け、協働による学校運営を目指しています。

今後、学校に対する町民のニーズが多様化・複雑化する中で様々な課題を解決していくには、家庭・地域・各種関係機関との連携が必要となります。

<具体的な取り組み>

(1) 信頼される学校づくりの推進

- ① 学校の様々な情報や課題を家庭や地域に積極的に発信して、理解と協力を得ながら子どもたちの健やかな成長をめざします。
- ② 学校運営協議会制度や学校関係者評価制度等により、学校教育目標や経営方針を共有したり、育成したい資質・能力を話し合ったりしながら、学校と家庭・地域が連携して教育にあたることを推進します。

(2) 学校と地域の協働による教育体制の推進

- ① 地域学校協働活動推進事業や放課後子ども教室等の地域と連携した学校支援組織の活動を支援し、社会全体で学校の教育活動を推進します。
- ② 社会に開かれた教育課程の実現を目指し、地域住民や各種事業所による子どもたちのニーズに合った学習支援の可能性を広げていきます。

主要施策 13 子育て支援・家庭教育の充実

<現状と課題>

都市化や核家族化の進行、地縁的なつながりの希薄化等により、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子育てや家庭教育に不安や悩みを抱える保護者も少なくありません。また、ひとり親を含めて、世帯収入に起因する生活の困窮等、経済的な課題を抱える家庭も増加しています。こうした中、家庭で十分な教育を受けることができずに幼児教育や学校教育の場において困り感を抱いている子どもたちがいます。

一方で、2015年（平成27年）に実施した小・中学校の保護者への

アンケートの結果、「町の施策として家庭教育について力を入れるべき」という回答の割合が低いこともわかりました。

様々な課題を克服するために子育てや家庭教育に関する学習機会や支援の手を増やすとともに、社会全体で取り組む機運を高める必要があります。

<具体的な取り組み>

(1) 家庭教育の充実

※【基本方針Ⅰ】主要施策2(1)の再掲

(2) 保護者等への学習機会の提供と充実

- ① 幼児教育施設や学校、PTAやその他の社会教育団体において、家庭教育に関するテーマでの具体的な取り組みを啓発します。
- ② 家庭教育に関する学習会や研修会の講師について、紹介したり派遣したりするなどの支援体制を充実します。

(3) 相談体制や支援体制の確立

- ① 医療や福祉の関係機関と連携しながら子育てネットワークを構築して、子どもの発達や経済に関する様々な事情や困難を抱えた家庭を支援します。
- ② 保護者の課題克服のための相談を継続的に行うために、小学校に臨床心理士をスクールカウンセラーとして派遣します。

主要施策 14 地域の教育力を高める活動の推進

<現状と課題>

少子化や核家族化、都市化、情報化等による社会の変化や人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、人間形成の基礎を培う場となる地域社会が弱体化することで、地域の教育力の低下と青少年犯罪の増加が危惧されています。

異年齢の子どもや各世代の地域の人々が関わる様々な体験の機会を提供

し、地域の交流促進と地域に根ざした子どもの自主性・創造性・社会性と豊かな感情や情緒を育むことが求められています。

<具体的な取り組み>

(1) 地域の交流促進

- ① 地域の人々を繋いできた生涯学習団体の活動や地域の生涯学習の拠点となる自治公民館の活動を支援することで、地域の活性化と住民相互の絆の強化を推進します。



- ② 地域の人々と連携し、地域の自然や歴史、伝統文化などの資源を活用した体験学習の機会を子どもたちに提供し、学習の成果を発表する機会を設けるなど、地域に根ざした情操教育を推進します。

(2) 青少年によるボランティア活動の促進とリーダーの育成

- ① ボランティア活動の意義や楽しさを啓発し、青少年同士が情報を共有し、活動しやすくなるネットワークの構築と情報発信に努めます。
- ② 青少年講座や研修会を開催し、次世代を担う青少年リーダーの育成やスキルアップを図ります。

(3) 青少年の健全育成

- ① 河北町青少年育成町民会議と連携を図り、活動の支援と協力体制の強化により、青少年の健全育成を推進します。
- ② 各世代の地域の人々が関わりをもち、社会の一員としての自覚を養う青少年教育を推進します。

基本方針Ⅴ 地域に根ざした生涯学習社会を築く

本町は豊かな自然に恵まれ、最上川舟運によってもたらされた上方文化をはじめ個性豊かな歴史や優れた文化が数多くあります。これらの地域の自然、歴史、文化を大切にし、郷土愛を高める学習を推進するとともに、個性的で潤いのある文化創造の担い手を育成します。

また、河北町男女共同参画計画*に定める「男女が互いに認め合い、一人一人の個性と能力を発揮し、自立と共生をめざす河北町」の基本理念のもと、町民一人一人が、生きがいに満ちた生活を送るため、いつでも学ぶことができ、生涯にわたって主体的に学び続けることのできる生涯学習のまちづくりをめざします。

* 河北町男女共同参画計画

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、男性と女性が性別にとらわれることなく、それぞれの能力を発揮して地域の活力を高め、責任を分かち合うまちづくりを町民全体で進めていくための指針

主要施策 15 郷土愛を高める学習の推進

<現状と課題>

本町には最上川舟運による上方との紅花取引によってもたらされた雛人形をはじめ、恵まれた自然条件のもと優れた文化財が数多く残されています。

2008年（平成20年）には河北町交流館遊蔵^{あそびくら}が開館し、郷土資料館では昔のくらしの道具や匠が使った道具の展示を行っています。こうした歴史や伝統を後世に伝えるため、今後も貴重な資料や文化財の調査、保存、公開に努めるとともに、郷土の歴史、文化に対する町民の理解と関心が高まるよう歴史講座などの学習機会の提供が必要です。また、郷土芸能などの地域文化の継承活動の支援と発表の機会を創出することが必要です。

<具体的な取り組み>

(1) 郷土の歴史、伝統芸能、文化財の活用と保護

- ① 地域に伝わる貴重な行事や伝統芸能の継承活動を支援し、映像記録の収集と保存を行い、町内外への情報発信をとおして周知を図ります。
- ② 町に残る貴重な資料や文化財について、専門的な調査や保存を行い、町民の理解や関心を高める文化財の公開や歴史講座等の開催に努めます。

(2) 体験活動を柱とした郷土文化の学習の展開

- ① 紅花の歴史や文化を展示する紅花資料館や、昔のくらしの道具と匠の道具を展示する河北町交流館遊蔵の郷土資料館を活用した体験や学習を通じて、郷土の文化を学ぶ環境を整備します。
- ② 地域や小・中学校及び県立谷地高等学校と連携し、紅花栽培や谷地どんがまつりなどをはじめとする郷土の文化や歴史を学ぶ体験活動の機会を提供することで、郷土を理解し大切にすることを育みます。



主要施策 16 学び続けるための学習機会の充実

<現状と課題>

長寿社会が定着し、インターネットの普及による情報化や国際化の進展、ライフスタイルの多様化に伴い、学習ニーズの多様化が進み、生涯に渡って学習する人々が増えている中で、生涯学習の拠点となる施設はますます重要になっています。町の学習活動の拠点としては、中央図書館を併設し、プラネタリウム上映を行う河北町総合交流センターサハトベに花をはじめ、

西里・溝延・北谷地の各地区公民館、自治公民館等があります。また、2010年度（平成22年度）には「かほく町民大学ひなカレッジ」を開校し、町民が主体となって多様な講座を企画・運営しています。

今後も、町民一人一人の幼児期から高齢期に至るまでの生涯各期における学習ニーズにこたえる支援体制の強化と施設の良い維持管理が必要です。

<具体的な取り組み>

(1) 生涯学習を通じた生きがいつくりの推進

- ① 生涯学習団体を支援し、生涯学習に関するニーズの把握とそれにこたえる学習機会を提供することで、生涯学習を通じた生きがいつくりを推進します。
- ② 町民有志が実行委員となって企画・運営する「かほく町民大学ひなカレッジ」の多様な講座と学習機会について支援を継続しながら、情報を発信します。
- ③ 地域の人々がそれまで培った知識や技術、知恵や経験を活かした公民館事業による生きがいつくりを推進します。また、それらの事業を通して、次の世代に伝えるための人づくりを推進します。
- ④ 中央図書館の蔵書を町の子育て関連施設へ配置するとともに、ブックスタート事業*やおはなし会等の読書啓発講座を継続し、乳幼児期、児童期から本に親しむ環境づくりを推進します。

<p>* ブックスタート事業 乳幼児健診等での絵本のプレゼントや読み聞かせによって、絵本をとおして親子のコミュニケーションづくりを応援する事業</p>

(2) 生涯学習施設の維持管理と機能強化

- ① 各施設の適切な維持管理と利用者のニーズに応じた運営を進め、サハトベに花プラネタリウムの学習プログラムを更新するなど、生涯学習の拠点施設としての機能強化に努めます。

② 地域の生涯学習の拠点となる自治公民館の整備や改修を支援し、地域の活性化を図ります。

③ 中央図書館の蔵書や視聴覚教材等を充実し、町民が読書に親しむ環境の整備を図ります。



主要施策 17 生きがいを感じ、感動できる芸術文化活動の充実

<現状と課題>

本町では、河北町総合交流センターサハトベに花を中心に各種団体・サークル、個人が個性豊かな芸術文化活動を展開しています。町でもさまざまな芸術文化活動の企画運営や各種団体・サークルの支援・育成に努めていますが、芸術文化団体数の減少や会員の高齢化が課題となっています。

今後も、町民が主体となって、生きがいを感じ、感動できる芸術文化活動の支援と芸術文化団体の育成を行い、その活動成果を発表する機会を提供します。

また、他地域との文化交流や中央の芸術文化の鑑賞機会の提供等、各種活動を推進していく必要があります。

<具体的な取り組み>

(1) 芸術文化活動の充実

① 芸術文化活動を企画運営する各種団体やサークル活動の育成と支援を行い、舞台発表や作品展示等の成果を披露する機会を通じて、生きがいづくりと芸術文化の振興を図ります。

② 県立谷地高等学校の取り組みや町外の芸術文化団体との広域的な交流を推進し、創造性あふれる個性豊かな芸術文化活動を展開します。

(2) 芸術文化の鑑賞機会の提供

- ① サハトベに花ホールなどを活用し、中央の芸術文化を鑑賞する機会の提供をとおして芸術文化の振興を図ります。
- ② 町民の芸術文化に対する理解が深まるよう、美術や音楽、演劇等の優れた文化芸術の鑑賞を支援します。



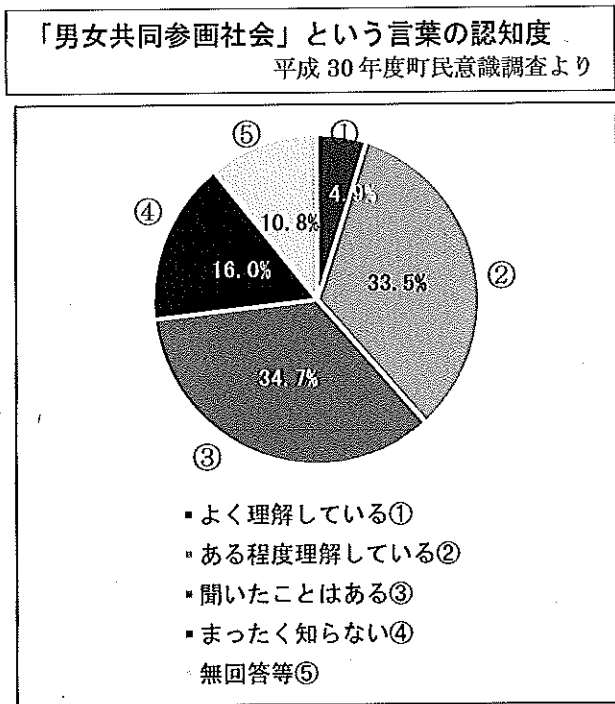
主要施策 18 男女共同参画社会の実現

<現状と課題>

2018年度（平成30年度）に実施した男女共同参画に関する町民意識調査の結果では、当町における「男女共同参画社会」という言葉の認知度は73.1%で、前回5年前の調査結果71.6%を上回っていますが、内容を「理解している」との回答は38.4%であり、まだ、「男女共同参画社会」の理解度が浸透しているという状況ではありません。性別で不当に差別される

ことなく、町民一人一人がともに責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向け、町全体で取り組みを進めていくための指針として2019年（平成31年）3月に「第2次河北町男女共同参画計画」を策定しています。

本町では、「男女が互いに認め合い、一人一人の個性と能力を発揮し、自立と共生をめざす河北町」の基本理念に基づき、男女共同参画のまちづくりと人づくりを推進します。



<具体的な取り組み>

(1) あらゆる分野で活躍できる環境づくり

- ① 女性リーダーの育成と審議会等委員の女性構成比率を高め、政策・方針を立案決定する場への女性の参画機会の拡大をめざします。
また、企業や各種団体の運営等への女性の一層の参画を推進します。
- ② 地域コミュニティや公民館等の活動で、女性が参加しやすい環境作りを促進し、身近な地域からの男女共同参画を推進します。

(2) いきいきと生活できる環境づくり

- ① 子育て支援、保育サービス、介護予防・支援対策を充実し、生涯にわたる健康づくりを推進することで、男女が安心して働くことができるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図ります。
- ② 事業所等での男女共同参画意識の高揚やハラスメント等の防止の啓発活動と、家庭で男女がともに協力し合う意識を高める学習を推進します。

(3) 男女共同参画の意識を高める環境づくり

- ① 人権尊重・人権擁護意識とともに男女共同参画の意識を啓発する活動を推進し、幼児教育や学校教育の場でも「自尊感情の育成」「人権意識の高揚」等を題材にした教育を推進します。
また、地域社会、関係機関と連携の上、ドメスティック・バイオレンス（DV）*に対する相談・支援体制の充実を図ります。
- ② 学校や家庭等における男女共同参画を推進する教育・学習の充実と公民館活動や生涯学習事業で男女共同参画を学ぶ機会の充実を図ります。

* ドメスティック・バイオレンス（DV）
配偶者間や内縁関係、恋人等の間柄で起こる暴力

基本方針Ⅵ 活力ある生涯スポーツを推進する

スポーツは、人間の体を動かすという欲求にこたえとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びを得ることができます。また、健康の保持増進、体力の向上のみならず人間形成に多大な影響を与えるなど、心身の両面にわたる健全な発達に資するものとなっています。

このためには、まず、身近な地域において、スポーツに気軽に親しむことができる環境を整備し、住民の一人一人が日常生活の中にスポーツを豊かに取り入れることができる生涯スポーツ社会を実現していくことが重要です。

主要施策 19 生涯スポーツの推進と競技スポーツの充実

<現状と課題>

一人一人のライフスタイルや年齢、体力、運動技能、興味等に応じて、生涯にわたりいろいろな形でスポーツと関わり、いつでも、どこでも、だれでもスポーツに親しむことが重要になってきています。そのためにも、スポーツ施設の維持管理や計画的な修繕等、施設の整備が必要です。

また、競技スポーツについては、全国・世界の舞台で活躍する選手を目標に、更なる高みをめざして技術の向上や記録の更新が求められています。競技スポーツを充実したものとするために各種団体への支援とスポーツ選手の育成強化ができる体制を更に強化する必要があります。

<具体的な取り組み>

(1) 生涯スポーツの推進

- ① 生涯スポーツの普及・振興を図るため、情報提供を充実させるとともに学校体育施設を開放し、利用を促進します。

総合型地域スポーツクラブ キッズダンス

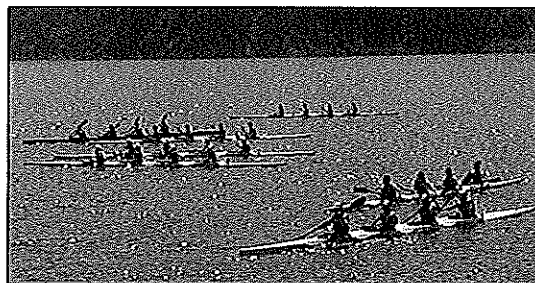


- ② 様々なスポーツに親しむことができる「総合型地域スポーツクラブ」*については、友達づくりという側面もあるため積極的に推進します。
- ③ 幅広い年齢層が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめるように、施設の維持管理や計画的な修繕についての環境整備に努めます。

* 総合型地域スポーツクラブ
子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が参加でき、地域住民が主体的に運営する総合的なスポーツクラブ

(2) 競技スポーツの充実

- ① 本町の体育協会と連携し、各種目連盟主催の大会や講習会等を開催し、競技選手の育成強化を図ります。
- ② スポーツ少年団の活動や中学校の部活動を支援し、高等学校へとつなげられる競技スポーツ選手の育成体制の充実を図ります。
- ③ 少子化に伴い、現在の中学校の部活動設置数では部員確保が難しくなっている中で、子どもたちのスポーツニーズに応え、取り組みたい種目に励むことができるようにスポーツ少年団をはじめとする社会体育団体と連携し、中学校部活動の地域移行を検討します。
- ④ 河北中学校、県立谷地高等学校の生徒をはじめ、各種全国大会以上のスポーツ大会出場選手を激励するとともに、健闘をたたえるため、激励金の支給や応援垂れ幕の掲示等の支援を継続します。



谷地高カヌー部の活躍

- ⑤ 地元出身選手として活躍してきた競技者が、指導者として指導できる循環型の体制づくりなどの強化に努めます。

主要施策 20 スポーツを通じた健康づくりの推進

<現状と課題>

本町も平均寿命の伸長とともに少子化傾向が急速に進み超高齢社会を迎えています。社会の様々な分野において技術の高度化、複雑化、情報化等の進展が著しい反面、人間関係の希薄化、精神的ストレスの増大、運動不足、新たな職業病の増加等心身両面にわたり健康上の問題を生みだしてきています。

町民一人一人が生涯にわたる心身の健康の保持増進を図るためには疾病そのものの予防のみならず、ストレス解消やストレスへの抵抗力を増す観点からも運動、栄養及び休養の調和のとれた生活習慣の確立が不可欠となります。

こうしたことから、健康増進や疾病予防、体力づくり、健康づくりを進めるためさまざまなプログラムを提供する必要があります。



<具体的な取り組み>

(1) スポーツを通じた健康づくりの啓発

- ① 町民一人一人が、それぞれの年齢や体力に応じて、スポーツに親しみ、生涯をとおして健康であるために、町民一人1スポーツ運動の普及促進を図ります。
- ② 「第2次健康かほく21行動計画」*をもとに健康づくりに対する意識を高めるように努めます。

* 第2次健康かほく21行動計画
国の「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))」を受けて、地域における健康づくり運動を効果的に推進するために、住民や健康づくり関係団体の参加を得て推進する具体的な町の計画

(2) 町民プールを活用した運動プログラムの提供

- ① 水に抵抗のある方のために、水泳はもちろん、アクアビクスや水中歩行等、屋内プールを活用した運動プログラムを提供し、健康寿命の延伸に努めます。

- ② 体を動かす機会が少ない方や運動好きな方のために、ヨガやバランス体操、姿勢改善運動等、トレーニング室を活用した運動プログラムを提供し、健康寿命の延伸に努めます。

第2 次河北町教育振興計画評価委員会委員

No.	役職名	氏 名	所 属
1	委員長	砂田 哲	学識経験者 河北町教育事務評価委員
2	委員長 職務代理者	小野 俊雄	学識経験者 河北町教育事務評価委員
3	委員	井上 和幸	学識経験者 河北町教育事務評価委員
4	委員	児玉 康子	河北町教育委員 教育長職務代理者
5	委員	木嶋 真一	河北町教育委員
6	委員	槇 ふみえ	河北町教育委員
7	委員	和田 茂樹	河北町教育委員
8	委員	大泉 裕之	河北町校長会長（小学校）
9	委員	鈴木 和彦	河北町校長会副会長（中学校）